

## 3 受給権者の現状及び推移

## (1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成21年度末の受給権者数は、厚生年金3,058万人、国共済114万人、地共済265万人、私学共済35万人、国民年金2,829万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,703万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
21	30,581			1,139	2,645	347.8	28,286
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0
21	5.2			4.1	4.0	5.8	3.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表 2-3-1）、各制度とも増加を続けている。平成 8 年度以降でみると、受給権者数の対前年度増加率は、厚生年金、私学共済及び国民年金に比べ、国共済と地共済の増加率がやや低い傾向がみられる。

平成 21 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が 5.8%増、厚生年金が 5.2%増、国共済が 4.1%増、地共済が 4.0%増となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 3.1%増となっている。

（受給者数）

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-2 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
21	28,141			1,105	2,520	322.9	27,787
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9
21	5.5			4.3	3.9	5.8	3.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

## (2) 年金種別別にみた状況

受給権者を年金種別、すなわち

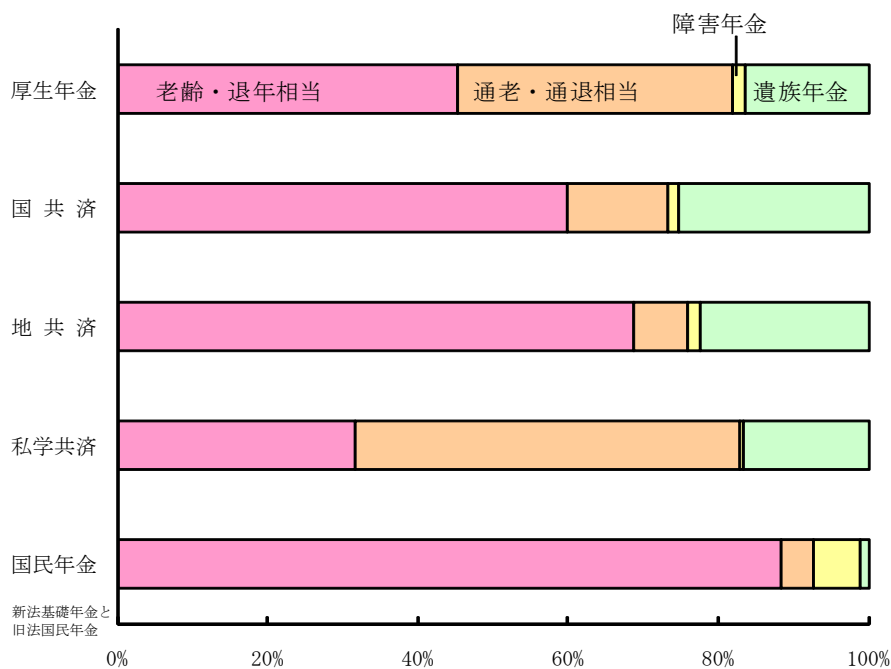
- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当<sup>注</sup>」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当<sup>注</sup>」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-3、図表 2-3-4）、ほとんどの制度では老齢・退年相当の割合が最も多くなっているが、私学共済では通老・通退相当の割合が最も多いなど、制度によって特徴が見られる。

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 —平成 21 年度末—



図表 2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成21年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	30,581	1,139	2,645	347.8	28,286
老齢・退職年金	老齢・退年相当	682	1,818	110.6	25,015
	通老・通退相当	154	190	177.3	1,178
障害年金	524	16	44	2.4	1,799
遺族年金	5,022	287	593	57.5	295
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	59.9	68.7	31.8	88.4
	通老・通退相当	13.5	7.2	51.0	4.2
障害年金	1.7	1.4	1.7	0.7	6.4
遺族年金	16.4	25.2	22.4	16.5	1.0
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	28,141	1,105	2,520	322.9	27,787
老齢・退職年金	老齢・退年相当	664	1,748	95.4	24,812
	通老・通退相当	151	183	168.0	1,174
障害年金	366	10	24	2.1	1,680
遺族年金	4,664	280	565	57.4	120
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	60.1	69.4	29.5	89.3
	通老・通退相当	13.6	7.3	52.0	4.2
障害年金	1.3	0.9	1.0	0.7	6.0
遺族年金	16.6	25.3	22.4	17.8	0.4

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

**(厚生年金 ー老齢・退年相当が5割弱、通老・通退相当が4割弱ー)**

受給権者数の年金種別別構成は、厚生年金では、老齢・退年相当が45.3%と最も多く、次いで通老・通退相当が36.6%となっている。遺族年金は16.4%で、私学共済と同程度の割合である。また、障害年金の割合は1.7%で、きわめて少ない。

**(国共済と地共済 ー老齢・退年相当が6～7割、通老・通退相当が少ないー)**

国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ59.9%、68.7%となっており、他制度に比べて多い。また、通老・通退相当の占める割合は、それぞれ13.5%、7.2%でしかなく、厚生年金(36.6%)、私学共済(51.0%)に比べて小さい。

国共済と地共済は、加入期間の長い者の割合が他の被用者年金に比べて高く、例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、厚生年金391ヶ月、私学共済385ヶ月に対して、国共済424ヶ月、地共済420ヶ月と長くなっている。

**(私学共済 ー通老・通退相当が5割を占める、老齢・退年相当は3割ー)**

私学共済は、老齢・退年相当が31.8%であるのに対し、通老・通退相当が51.0%となっている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である。

**(国民年金 ー老齢・退年相当が9割弱、遺族年金が少ないー)**

国民年金では、老齢・退年相当が88.4%で、全体の9割弱を占めている。

また、遺族年金が1.0%と被用者年金に比べて少なく、障害年金(6.4%)よりも少ない水準である。国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>が基本的には18歳未満の子<sup>注</sup>又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じているものと考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(3) 年金総額

平成21年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金27兆481億円、国共済1兆7,919億円、地共済4兆8,274億円、私学共済3,142億円、国民年金18兆3,568億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-5）。国民年金の18兆3,568億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で52兆3,385億円である。

図表2-3-5 年金種別別にみた年金総額 —平成21年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		公的年金制度全体
						新法基礎年金と旧法国民年金		
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	191,674	13,285	37,845	2,082	244,886	162,870	407,757
	通老・通退相当	24,571	346	752	605	26,275	2,589	28,864
障害年金	4,384	193	610	26	5,213	15,922	21,136	
遺族年金	49,851	4,089	9,068	428	63,437	2,186	65,623	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.9	74.1	78.4	66.3	72.1	88.7	77.9
	通老・通退相当	9.1	1.9	1.6	19.3	7.7	1.4	5.5
障害年金	1.6	1.1	1.3	0.8	1.5	8.7	4.0	
遺族年金	18.4	22.8	18.8	13.6	18.7	1.2	12.5	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	255,333	17,445	46,489	2,834	322,101	180,421	502,522	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	181,215	12,971	36,675	1,816	232,677	161,731	394,408
	通老・通退相当	22,833	333	721	567	24,453	2,582	27,035
障害年金	2,946	123	349	23	3,441	14,933	18,374	
遺族年金	48,340	4,013	8,744	428	61,525	1,174	62,699	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.0	74.4	78.9	64.1	72.2	89.6	78.5
	通老・通退相当	8.9	1.9	1.6	20.0	7.6	1.4	5.4
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.3	3.7	
遺族年金	18.9	23.0	18.8	15.1	19.1	0.7	12.5	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると、公的年金制度全体の年金総額は50兆2,522億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給され

ている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。

年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が最も多くなっている。老齢・退年相当の割合は、厚生年金、国共済、地共済が70%台であるのに対し、国民年金が9割弱と多い。一方、私学共済は66.3%と他制度に比べて少なくなっており、代わりに通老・通退相当が19.3%で、他制度に比べ多くなっている。また、被用者年金では遺族年金が14～23%に対し障害年金が2%未満という状況であるが、国民年金では遺族年金が1.2%と小さく、障害年金が8.7%となっている。

なお、受給権者の年金総額の推移は、図表2-3-6に示すとおりである。

図表2-3-6 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	183,438	16,845	40,053	1,922	79,731
8	189,722	16,935	40,437	2,043	86,324
9	197,655	17,013	41,059	2,117	93,767
10	207,943	17,290	42,287	2,232	102,532
11	216,023	17,331	42,901	2,327	110,700
12	223,292	17,557	43,257	2,432	118,360
13	228,204	17,534	43,789	2,497	125,830
14	239,806	17,656	44,435	2,587	133,598
15	246,729	17,690	44,892	2,675	139,433
16	249,103	17,588	45,006	2,729	145,923
17	253,435	17,621	45,471	2,803	153,501
18	256,032	17,634	45,785	2,888	161,000
19	258,382	17,588	46,177	2,946	168,545
20	264,550	17,725	47,179	3,035	176,689
21	270,481	17,919	48,274	3,142	183,568
対前年度増減率(%)					
8	3.4	0.5	1.0	6.3	8.3
9	4.2	0.5	1.5	3.6	8.6
10	5.2	1.6	3.0	5.4	9.3
11	3.9	0.2	1.5	4.3	8.0
12	3.4	1.3	0.8	4.5	6.9
13	2.2	△0.1	1.2	2.7	6.3
14	5.1	0.7	1.5	3.6	6.2
15	2.9	0.2	1.0	3.4	4.4
16	1.0	△0.6	0.3	2.0	4.7
17	1.7	0.2	1.0	2.7	5.2
18	1.0	0.1	0.7	3.0	4.9
19	0.9	△0.3	0.9	2.0	4.7
20	2.4	0.8	2.2	3.0	4.8
21	2.2	1.1	2.3	3.5	3.9

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成21年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,385万人、国共済68万人、地共済182万人、私学共済11万人、国民年金2,501万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）であった（図表2-3-7）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済33.1%、厚生年金31.4%、国共済16.4%の順となっている。国民年金は56.7%である。

平均年齢は、各制度とも71～74歳程度である。私学共済が71.1歳で最も低く、国民年金が74.2歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数27,654千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-7 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 ー平成21年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 13,854	千人 682	千人 1,818	千人 110.6	千人 25,015	千人 27,654
男性	9,501	570	1,216	67.3	10,838	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	4,353	112	602	43.3	14,177	
女性割合(%)	31.4	16.4	33.1	39.2	56.7	
平均年齢 計	歳 71.3	歳 73.5	歳 72.6	歳 71.1	歳 74.2	
男性	70.9	73.3	72.4	70.6	73.3	
女性	72.3	74.8	72.9	72.1	75.0	

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。



## (平均年金月額)

平均年金月額<sup>注</sup>（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-8）、地共済が最も高く 21.0 万円、次いで国共済 19.9 万円、私学共済 19.6 万円、厚生年金 15.4 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
  - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
  - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表 2-3-8 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 21 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258	
男性	176,675	204,298	220,882	215,905	59,166	
女性	103,896	174,292	187,263	164,033	50,506	
女(男=100)	58.8	85.3	84.8	76.0	85.4	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	391	424	420	385	348	
男性	431	428	435	397	388	
女性	304	405	391	367	317	
繰上・繰下等除く平均年金月額 <sup>注1</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	164,624	217,142	225,299	211,870	58,059	5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。  
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 22.5 万円、国共済 21.7 万円、私学共済 21.2 万円、厚生年金 16.5 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.4 万円（表中「54,258 円」）である。

**（女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）**

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-8）、厚生年金は 10.4 万円であり男性（17.7 万円）の 58.8% とほぼ 6 割弱の水準であるのに対し、国共済は 17.4 万円であり男性（20.4 万円）の 85.3% の水準、地共済は 18.7 万円であり男性（22.1 万円）の 84.8% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

## (1人当たり保険料と平均年金月額)

被用者年金において、被保険者の1人当たり保険料（総報酬ベース・月額）と老齢・退年相当の受給権者の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）を比較したものが図表2-3-9である。

ここでは、被保険者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）に、保険料率（平成21年9月）を乗じて得た額を、1人当たり保険料としている。

平成21年度でみると、厚生年金では、被保険者が1人当たり5.6万円の保険料を拠出している（事業主負担分含む）のに対し、受給権者が平均で15.4万円の年金を受け取っている状況である。国共済、地共済は、それぞれ、被保険者1人当たり8.2万円、8.6万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者が平均で19.9万円、21.0万円の年金を受け取っており、厚生年金に比べ、保険料、年金額ともに多くなっている。また、私学共済は、被保険者1人当たり5.9万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者の平均年金月額は19.6万円となっている。

図表2-3-9 1人当たり保険料と平均年金月額（老齢・退年相当）

—平成21年度、平成21年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
○被保険者					
1人当たり標準報酬額 （総報酬ベース・月額）	①	359,146 円	539,116 円	568,361 円	479,000 円
保険料率 （平成21年9月）	②	15.704 %	15.154 %	15.154 %	12.230 %
1人当たり保険料 （総報酬ベース・月額）	①×②	56,400 円	81,698 円	86,129 円	58,582 円
○老齢・退年相当の受給権者					
平均年金月額 （老齢基礎年金分を含む）		153,809 円	199,392 円	209,745 円	195,534 円
平均加入期間		391 月	424 月	420 月	385 月

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-10である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成21年度末で厚生年金16.8万円、国共済21.6万円、地共済22.3万円、私学共済22.1万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、63～64歳では、厚生年金が15.2～15.7万円、国共済が19.6～20.7万円、地共済が20.4～21.3万円、私学共済が17.3～18.9万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～62歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられていることによるものであり、平成21年度中に60～62歳に到達する者（厚生年金の女性は60～61歳）、すなわち21年度末に60歳～62歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映している。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

図表 2-3-10 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版）－平成21年度末－

（単位：円）

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		115,293 〔153,809〕	162,325 〔199,392〕	173,490 〔209,745〕	156,894 〔195,534〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	169,246	92,275	128,765	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	83,583 〔…〕	120,422 〔121,118〕	131,968 〔131,992〕	116,124 〔116,124〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	86,122 〔…〕	123,748 〔124,528〕	144,795 〔146,311〕	117,700 〔117,879〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	101,815 〔…〕	124,358 〔125,049〕	146,142 〔147,670〕	118,159 〔118,354〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	152,205 〔…〕	196,333 〔196,769〕	203,509 〔204,311〕	172,583 〔172,719〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	157,399 〔…〕	206,439 〔206,929〕	212,146 〔212,875〕	188,553 〔188,670〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	108,934 〔168,215〕	151,959 〔215,863〕	159,786 〔223,498〕	163,046 〔221,462〕
		旧法部分	161,495	199,277 164,275	229,092 152,391	174,770 139,233
		男性		厚生年金	国共済	地共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		135,952 〔176,675〕	166,415 〔204,298〕	181,797 〔220,882〕	175,278 〔215,905〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	179,507	97,356	150,783	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	98,468 〔…〕	123,140 〔123,900〕	136,503 〔136,539〕	128,455 〔128,455〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	101,647 〔…〕	126,545 〔127,370〕	153,893 〔155,545〕	129,283 〔129,415〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	103,508 〔…〕	127,185 〔127,924〕	155,830 〔157,501〕	129,858 〔130,054〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	174,599 〔…〕	202,051 〔202,509〕	216,611 〔217,481〕	189,884 〔189,999〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	181,453 〔…〕	213,942 〔214,466〕	226,664 〔227,474〕	207,656 〔207,786〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	130,832 〔192,336〕	156,303 〔220,533〕	169,756 〔234,492〕	183,749 〔243,629〕
		旧法部分	207,284	207,064 166,529	246,150 180,002	207,810 149,476
		女性		厚生年金	国共済	地共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		70,198 〔103,896〕	141,399 〔174,292〕	156,721 〔187,263〕	128,374 〔164,033〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	64,712	77,139	105,866	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	45,998 〔…〕	102,175 〔102,436〕	122,741 〔122,741〕	95,202 〔95,202〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	46,359 〔…〕	105,087 〔105,570〕	125,407 〔126,634〕	96,317 〔96,579〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	97,478 〔…〕	105,437 〔105,809〕	125,420 〔126,643〕	96,513 〔96,701〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	93,692 〔…〕	159,189 〔159,480〕	176,655 〔177,315〕	140,633 〔140,811〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	93,304 〔…〕	166,587 〔166,893〕	183,966 〔184,536〕	153,603 〔153,692〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	58,479 〔112,636〕	128,374 〔190,423〕	135,258 〔196,470〕	128,724 〔184,876〕
		旧法部分	109,818	172,936 94,051	209,675 119,902	160,854 131,144

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると(図表 2-3-11)、被用者年金では、平成 21 年度の対前年度増減率が、厚生年金 1.3%減、国共済 0.7%減、地共済 1.2%減、私学共済 1.0%減となり、引き続き各制度で減少した。

一方、国民年金の平均年金月額(新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均)は増加を続けており、平成 21 年度は対前年度 0.6%の増加で、54,258 円となった。

また、老齢基礎年金分を含まない平均年金月額をみると、被用者年金では減少傾向が続いている。

図表 2-3-11 平均年金月額の推移 —老齢・退年相当—

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5
19	△ 2.9	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.7	0.7
20	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.7	0.7
21	△ 1.3	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.0	0.6

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## ○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5
19	△ 4.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8
20	△ 2.8	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.5
21	△ 2.2	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.5

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## (平均加入期間 —各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び—)

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる（図表2-3-12）。

平成21年度末の老齢・退年相当の平均加入期間は、厚生年金391ヶ月、国共済424ヶ月、地共済420ヶ月、私学共済385ヶ月、国民年金348ヶ月となっており、国共済と地共済で長くなっている。

平均加入期間の変動をみると、各制度とも、年々長くなってきている。特に国民年金は、年6～10ヶ月の増加となっており、平成21年度は348ヶ月と、平成7年度の241ヶ月に比べて14年間で107ヶ月も伸びている。一方、被用者年金では、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも年2～4ヶ月程度の伸びである。また、国共済と地共済の伸びは、厚生年金などに比べて小さくなっている。

図表 2-3-12 平均加入期間の推移 — 老齢・退年相当 —

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	
7	347	410	405	353	241	
8	350	410	405	355	251	
9	354	411	407	357	260	
10	357	412	408	360	268	
11	360	414	408	362	276	
12	364	413	410	366	284	
13	367	416	410	368	292	
14	371	417	411	371	300	
15	374	418	413	374	307	
16	377	419	414	376	314	
17	380	420	415	378	322	
18	382	421	416	381	329	
19	385	422	418	382	336	
20	388	423	419	384	342	
21	391	424	420	385	348	
対前年度増減差						
8	3	0	0	2	10	
9	4	1	2	2	9	
10	3	1	1	3	8	
11	3	2	0	2	8	
12	4	△1	2	4	8	
13	3	3	0	2	8	
14	4	1	1	3	8	
15	3	1	2	3	7	
16	3	1	1	2	7	
17	3	1	1	2	8	
18	2	1	1	3	7	
19	3	1	1	1	7	
20	3	1	1	2	6	
21	3	1	1	1	6	

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること。

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

②物価スライド

- ・ 平成15、16、18年度については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと。



## ③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- 平成13年度については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること。

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額減少要因となっていない。

- 同様に、平成16年度については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられ、新たに61歳の男性（共済年金の女性含む）も報酬比例のみの年金になったこと。また、平成19年度については、19年度中に62歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が63歳に引き上げられたこと。
- 厚生年金の平成18年度については、18年度中に60歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられたこと。同様に、厚生年金の平成21年度については、21年度中に61歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられたこと。

#### 4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、「総合費用率」、「独自給付費用率」、収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標を作成してきた。

また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として「年金種別費用率」を、平成20年度から、収支比率に替わる新たな指標として「保険料比率」を作成し、分析を行っている。

##### (1) 財政指標の定義及び意味

###### ○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つにつれて、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まってくる）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

## ○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である<sup>註</sup>。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left( \begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○保険料比率

保険料比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分のどの程度を保険料収入だけで賄えるかを示した指標であり、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する百分比である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入で賄わなければならない状況にある。

### ○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

### ○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母) ＋ 国庫・公経済負担＋追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

### ○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他（拠出金）の費用率

## (2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成 21 年度末の年金扶養比率は、私学共済が 4.32 で最も高く、次いで厚生年金 2.47、地共済 1.60、国共済 1.53 の順となっている。また、国民年金については、分子に第 1～3 号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると 2.45 である（図表 2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表 2-4-1 年金扶養比率 ー平成 21 年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,248	1,044	2,908	478	67,857
老齢・退年相当	13,854	682	1,818	111	27,654
年金扶養比率	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45

注 1 国民年金については、分子を第 1～3 号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注 2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が 1.83、地共済が 1.94 である。  
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であつて、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると（図表 2-4-2）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、毎年度 0.2 ポイント以上低下する状況であった。平成 17、18 年度は低下幅が小さかったが、19～21 年度は 0.2 ポイント前後低下している。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね 0.2 ポイント前後低下している状況であった。平成 16 年度以降は被保険者数が増加した影響で 0.1 ポイント以下の低下に留まっていたものの、20、21 年度は被保険者数の減少を反映して、それぞれ 0.14、0.13 ポイントの低下であった。一方、国共済や地共済では、毎年度 0.1 ポイント以下の低下となっており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
21	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45
対前年度増減差					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.67	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.13
11	△ 0.23	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.21	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.09	△ 0.33	△ 0.13
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.07	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.16	△ 0.05	△ 0.08	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.10	△ 0.03	△ 0.08	△ 0.21	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10
20	△ 0.14	△ 0.04	△ 0.10	△ 0.18	△ 0.12
21	△ 0.13	△ 0.05	△ 0.09	△ 0.17	△ 0.09

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。



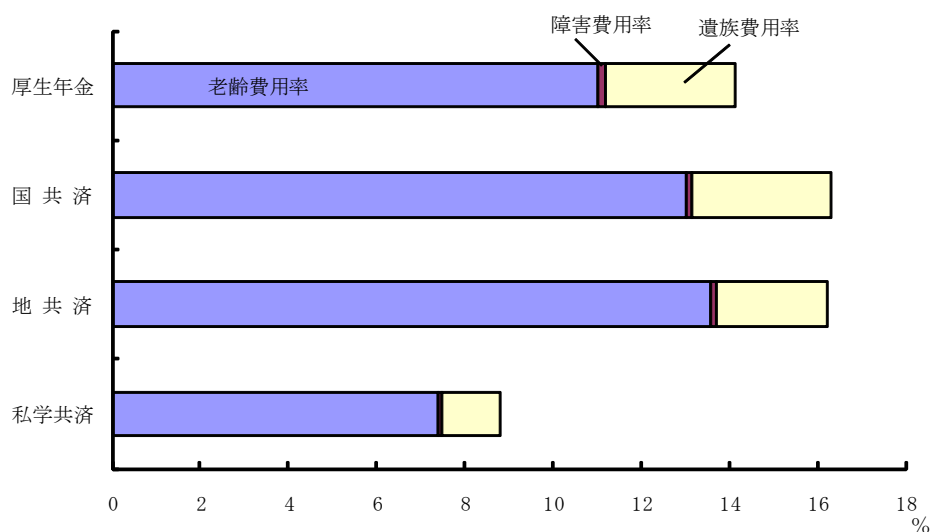
平成21年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-3、2-4-4）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ11.0%、0.2%、3.0%、国共済は13.0%、0.1%、3.2%、地共済は13.6%、0.1%、2.5%、私学共済は7.4%、0.1%、1.3%となっている。

図表2-4-3 年金種別費用率 —平成21年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	11.0	13.0	13.6	7.4
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	3.0	3.2	2.5	1.3
(参考：総合費用率)	19.2	19.9	19.9	12.6

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成21年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-5のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-6である。総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

老齢費用率の構成割合をみると、厚生年金では近年減少傾向がみられたが、平成21年度には増加した。これは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げで、その他の費用率が小さくなったことが影響している。

図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	10.3	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
(参考) 標準報酬月額ベース						
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	<12.3>	<0.2>	<3.0>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	<12.1>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
19	<11.9>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
20	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>
21	<12.9>	<0.2>	<3.5>	<17.2>	<0.2>	<4.2>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
(参考) 標準報酬月額ベース						
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
16	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
17	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
19	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>
20	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>
21	<17.8>	<0.2>	<3.3>	<9.7>	<0.1>	<1.8>

注1 「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-6 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.7	0.9	14.0	63.1	0.6	13.0
17	57.3	0.9	14.2	62.6	0.6	13.4
18	56.5	0.8	14.4	63.3	0.6	14.0
19	55.5	0.8	14.6	63.6	0.6	14.1
20	54.9	0.8	14.6	63.5	0.6	15.2
21	57.4	0.8	15.4	65.4	0.6	15.9
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1
19	65.5	0.7	11.9	57.0	0.6	10.0
20	65.4	0.7	12.4	56.2	0.6	10.2
21	68.3	0.7	12.5	58.8	0.6	10.7

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

## (3) 総合費用率

平成 21 年度の総合費用率は、国共済、地共済がともに 19.9%で最も高く、次いで厚生年金 19.2%、私学共済 12.6%の順となっている（図表 2-4-7）。

なお、平成 15 年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成 15 年度前と以後とは接続しない。本稿では、過去との比較のため、参考として標準報酬月額ベースでの率も掲載している。

図表 2-4-7 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
平成 15	17.3	17.4	14.4	11.3
16	17.8	17.1	15.4	11.5
17	17.8	16.7	16.2	11.8
18	17.9	17.6	16.8	12.0
19	17.9	18.7	17.6	12.4
20	18.2	19.9	19.2	12.7
21	19.2	19.9	19.9	12.6
対前年度増減差				
16	0.5	△ 0.2	1.1	0.3
17	0.0	△ 0.4	0.8	0.2
18	0.0	0.9	0.6	0.2
19	△ 0.0	1.2	0.8	0.4
20	0.3	1.2	1.5	0.4
21	1.0	0.0	0.7	△ 0.1
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>
16	<21.3>	<23.0>	<20.6>	<15.5>
17	<21.4>	<22.4>	<21.6>	<15.7>
18	<21.4>	<23.5>	<22.4>	<16.0>
19	<21.4>	<25.1>	<23.5>	<16.4>
20	<21.7>	<26.6>	<25.6>	<16.8>
21	<22.5>	<26.3>	<26.1>	<16.5>

注 1 < >は標準報酬月額ベースである。

注 2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表2-4-9参照。

総合費用率の推移をみると、厚生年金では、標準報酬月額ベースで平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した後、横ばいの状況が続いていたが、20年度以降は上昇している。平成21年度には、総報酬ベースで1.0ポイントの上昇であった。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあったが、16、17年度と2年連続で低下し、その後再び上昇している。この一時的な低下の要因は、国共済と地共済の財政単位の一元化により、平成16年度以降、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総合費用率が低く抑えられている。一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっているほか、ここ数年標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。国共済、地共済の近年の状況をみると、平成20年度は追加費用の減少の影響で総合費用率が大きく上昇したが、21年度には、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げの影響で、上昇傾向が抑制されている。

私学共済の総合費用率は、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き上昇傾向が続いていたが、21年度は0.1ポイント低下した。基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げの影響で総合費用率の分子である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が減少したことに加え、分母である標準報酬総額が増加したことが反映されている。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表2-4-8）、平成21年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-8 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

### (厚生年金相当部分に係る総合費用率)

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。また、厚生年金についても、決算ベースでは厚生年金基金による代行部分を含んでいないため、比較する際には厚生年金基金代行部分を含める必要がある。このため、各共済の職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率と、厚生年金の実績推計ベースの総合費用率を比べると（図表 2-4-9）、平成 21 年度では、厚生年金（実績推計）の 20.2% に比べ、国共済は 2.1 ポイント、地共済は 2.3 ポイント、私学共済は 8.7 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-9 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
18	16.5	15.3	11.2	17.9	18.6
19	17.5	16.0	11.5	17.9	18.6
20	18.1	17.5	11.8	18.2	19.0
21	18.1	17.9	11.4	19.2	20.2

(参考) 標準報酬月額ベース					
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.4>	<22.4>
18	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.4>	<22.3>
19	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.4>	<22.2>
20	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<21.7>	<22.7>
21	<23.9>	<23.4>	<15.0>	<22.5>	<23.7>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

#### (4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成21年度の独自給付費用率は、厚生年金が14.1%、国共済が16.4%、地共済が16.7%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は9.2%と低くなっている(図表2-4-10)。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、国共済が財政調整拠出金の影響を除くと概ね上昇傾向、地共済、私学共済が上昇傾向という状況であるが、平成21年度には、前年度に比べ、厚生年金が1.3ポイント、国共済が0.5ポイント、地共済が1.2ポイント、私学共済が0.4ポイントの上昇となっている。

特に厚生年金、地共済の上昇幅が大きいですが、平成21年度には標準報酬総額がそれぞれ4.4%減、4.5%減となっていることに加え、給付費が増加していることが影響している。

図表 2-4-10 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
15	12.6	13.7	11.3	8.0
16	12.9	13.2	12.1	8.0
17	12.9	12.9	13.0	8.2
18	12.8	13.7	13.5	8.5
19	12.7	14.7	14.2	8.6
20	12.8	15.8	15.5	8.8
21	14.1	16.4	16.7	9.2
対前年度増減差				
16	0.4	△ 0.5	0.8	△ 0.0
17	△ 0.0	△ 0.3	0.9	0.2
18	△ 0.1	0.9	0.6	0.2
19	△ 0.1	1.0	0.6	0.2
20	0.1	1.1	1.4	0.2
21	1.3	0.5	1.2	0.4
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	<15.5>	<17.7>	<16.2>	<10.7>
17	<15.5>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
18	<15.4>	<18.4>	<18.0>	<11.3>
19	<15.2>	<19.7>	<18.9>	<11.4>
20	<15.2>	<21.1>	<20.7>	<11.6>
21	<16.6>	<21.6>	<21.9>	<12.0>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.1%、次いで国共済 3.6%、私学共済 3.4%、地共済 3.2%の順となっている（図表 2-4-11）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。平成21年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げの影響で、各制度とも0.4~0.5ポイント程度低下した。

図表 2-4-11 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
15	4.7	3.7	3.1	3.2
16	4.9	3.9	3.3	3.5
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
対前年度増減差				
16	0.2	0.3	0.2	0.3
17	0.0	△ 0.1	△ 0.0	0.0
18	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0
19	0.1	0.2	0.2	0.2
20	0.2	0.1	0.2	0.2
21	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
21	<5.9>	<4.7>	<4.1>	<4.5>

注 < >は標準報酬月額ベースである。



## (5) 保険料比率及び収支比率

平成 21 年度の保険料比率は、私学共済が最も高く 96.9%、次いで国民年金（国民年金勘定）93.8%、厚生年金 77.6%、国共済 75.7%、地共済 74.7%の順である（図表 2-4-12）。すべての制度で、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を賅っている状況である。

保険料比率の推移をみると、近年では、厚生年金と私学共済が上昇傾向、その他の制度で低下傾向にあったが、平成 21 年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合が 2 分の 1 に引き上げられた影響が大きかった国民年金で大幅に上昇した一方、給付費の増加や保険料収入の減少等で厚生年金が低下している。

また、収支比率の推移は、図表 2-4-13 のとおりである。

図表 2-4-12 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	%	%	%	%	%
平成					
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
8	107.1	96.0	126.3	118.4	144.5
9	106.8	98.9	126.5	115.6	118.8
10	99.1	97.0	117.1	109.5	113.0
11	95.5	92.7	110.7	104.5	114.3
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
13	86.2	87.2	101.3	95.8	100.4
14	82.8	84.7	96.4	95.8	94.0
15	76.2	82.9	90.6	93.2	95.0
16	74.3	84.3	85.3	90.9	92.0
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	75.7	74.7	96.9	93.8
対前年度増減差					
8	△ 4.8	△ 0.3	2.7	△ 2.9	△ 13.4
9	△ 0.3	2.9	0.3	△ 2.8	12.6
10	△ 7.8	△ 1.9	△ 9.4	△ 6.1	3.9
11	△ 3.6	△ 4.3	△ 6.4	△ 5.0	△ 0.3
12	△ 5.0	△ 2.8	△ 5.8	△ 5.5	4.9
13	△ 4.3	△ 2.7	△ 3.7	△ 3.2	9.0
14	△ 3.5	△ 2.5	△ 4.9	0.0	7.5
15	△ 6.5	△ 1.8	△ 5.8	△ 2.6	0.9
16	△ 1.9	1.4	△ 5.2	△ 2.3	△ 3.0
17	1.3	2.7	△ 2.1	0.8	△ 6.3
18	1.8	△ 3.6	△ 0.8	1.0	△ 6.7
19	2.0	△ 4.4	△ 2.0	0.3	△ 1.0
20	0.5	△ 4.0	△ 4.7	0.1	△ 4.0
21	△ 2.1	0.6	△ 1.1	3.8	19.7

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-13 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	90.5	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	124.3	98.3	93.5	86.8	103.1
	[113.1]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	121.3	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.7]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	115.2	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.4]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
19	117.2	99.6	89.1	84.0	120.9
	[161.9]	[132.6]	[234.3]	[178.1]	[153.5]
20	116.3	114.5	112.5	92.8	127.0
	[203.6]	[196.5]	[1,176.2]	[511.4]	[204.2]
21	128.8	115.3	114.5	91.3	106.6
	[92.8]	[92.8]	[73.7]	[58.8]	[81.3]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△ 13.4
9	1.3	△ 0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△ 0.3
12	5.6	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.7	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	7.1	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.8]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.4]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△ 6.1	2.7	△ 2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]
19	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
	[54.5]	[36.2]	[150.9]	[104.9]	[43.7]
20	△ 0.9	14.9	23.4	8.8	6.1
	[41.7]	[63.9]	[941.9]	[333.3]	[50.7]
21	12.5	0.8	2.0	△ 1.5	△ 20.4
	[△110.8]	[△103.8]	[△1,102.5]	[△452.6]	[△123.0]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

## (6) 積立比率

平成 21 年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く 10.0、次いで私学共済 9.9、国共済 6.3、厚生年金 4.3、国民年金（国民年金勘定）4.3 の順となっている（図表 2-4-14）。平成 21 年度は、20 年度に比べ、被用者年金では若干の低下又は横ばいであったが、国民年金では上昇している。これは、国民年金では、基礎年金の国庫・公経済負担割合が 2 分の 1 に引き上げられた影響を大きく受け、積立比率の分母である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が小さくなったためである。

また、時価ベースの積立比率は、厚生年金 4.1、国共済 6.0、地共済 9.2、私学共済 9.1、国民年金 4.0 となっている。平成 20 年度に比べ、簿価ベースと同様に国民年金で上昇しているが、被用者年金では 0.4～0.8 ポイント程度の低下となった。積立比率は、前年度末積立金を用いて評価している指標であるため、平成 20 年度における運用環境を反映した時価ベースの 20 年度末積立金の水準が低かったことが影響している。

図表 2-4-14 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	年	年	年	年	年
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.2	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
19	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
	[5.0]	[7.0]	[11.1]	[10.6]	[3.9]
20	4.5	6.3	10.1	9.9	3.5
	[4.6]	[6.4]	[10.0]	[9.8]	[3.6]
21	4.3	6.3	10.0	9.9	4.3
	[4.1]	[6.0]	[9.2]	[9.1]	[4.0]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.0]	[0.2]	[△0.3]	[△0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△0.2]	[△0.0]	[△0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△0.0]	[△0.1]	[0.5]	[0.2]	[△0.3]
19	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.1]	[△0.4]	[△0.1]	[△0.2]	[△0.1]
20	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.2
	[△0.5]	[△0.6]	[△1.1]	[△0.8]	[△0.4]
21	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.7
	[△0.5]	[△0.4]	[△0.8]	[△0.7]	[0.4]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。  
 注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。  
 注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。